

人的関与の必要性が認められたポスト（一覧）〈令和元年度〉

資料6

※人的関与の必要性

- ・認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

※審議方法

- ・個別・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。
- ・一括・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			審議方法		大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	個別	一括	
1	(公財)大阪国際平和センター (H1.7.25)	業務執行理事 (常勤)	○				○	当該法人は、府市の共同事業として、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、平和の尊さを発信していく役割を求められている。また、代表理事が非常勤であることから、業務執行理事は、法人の実質的な責任者として、また、実務面において、府・市の平和施策に関する方針をしっかりと把握し、法人に求められる役割を果たしていくためにも、関係機関・団体等の様々な意見を受け止め、バランス感覚をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任することには、一定の妥当性が認められる。
2	(公財)大阪府国際交流財団 (H1.1.25)	常務理事 (常勤)	○				○	当該法人は、府内在住外国人や外国人旅行者の増加が見込まれるなか、多文化共生の拠点機関としての役割を担っており、府施策と連携した環境整備や機能強化が求められている。 また、多文化共生社会実現のために外国人向けのワンストップ相談窓口の整備や、災害発生時に在住外国人や外国人旅行者に対する災害時多言語支援の強化も重要課題であり、府と法人との密接な連携が求められており、府関係者を就任させる必要性が認められる。
3	(株)大阪国際会議場 (S33.8.9)	専務取締役 (常勤)	○				○	当該法人は、令和元年度から令和10年度まで指定管理者として、府立国際会議場の管理運営を行うこととしており、府への納付金の確保など指定管理応募時の提案内容の確実な履行が求められる。今回の指定管理期間中には、大規模修繕が予定されており、修繕を担う府との間で綿密な調整を行う必要があり、加えて、今後誘致が予定されているIR施設との住み分けなど将来を見通した戦略立案についても、府との連携は必要であるため、府関係者の役員就任の必要性が認められる。 また、当該法人に対する府の出資比率は50%、議決権比率は50.34%であり、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うために、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。
4	(公財)大阪府保健医療財団 (S40.7.26)	理事長 (非常勤)		○			○	これまで課題となっていた府立中河内救命救急センターの東大阪市への移管については、平成29年4月に、当該法人から東大阪市が設立した地方独立行政法人に指定管理が変更され、法人として役割を終えたところ。 一方、当該法人については、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっている。これらのことから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。
5	(公財)大阪産業局 (H31.4.1)	常務理事 (常勤)	○				○	府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合し、大阪産業局として業務を開始しており、統合後も旧法人事業を円滑に引継ぎ、業務遂行することが求められる。また、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の検討も要することから、引き続き、府の関与の必要性は認められる。
6	(公財)千里ライフサイエンス振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	○				○	府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる。 また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置していることに一定の妥当性はあるが、役員の配置形態や役割分担については、検討の余地があると思われる。
7	大阪信用保証協会 (S23.10.26)	常務理事 (常勤)	○				○	当法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、制度融資等に対する損失補償（H30年度・約17.5億円）など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。
8	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)		○			○	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市内では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。
9	(公財)西成労働福祉センター (S37.9.21)	業務執行理事 (常勤)	○				○	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市内では、あいりん地域が抱える諸課題を解決するために西成特区構想の実現に取り組んでおり、当該法人も特区構想の実現に歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の現地建替えに向けた調整を推進しているところである。センター建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後については、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。

※人的関与の必要性

- ・認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

※審議方法

- ・個別・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。
- ・一括・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			審議方法		大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	個別	一括	
10	(一財)大阪府みどり公社 (S61.2.28)	理事長 (常勤)	○				○	当該法人は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年12月公布)に基づき、平成26年5月に、農地中間管理機構として知事から指定を受けるなど、準公的機関としての位置づけが強まっており、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。
11	(公財)大阪府都市整備推進センター (R2.4.1)	理事長 (常勤)	○				○	令和2年4月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要がある。そのため府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。 なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の数・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。
12		常務理事 (常勤)		○			○	
13		常務理事 (タウン事業本部担当) (常勤)		○				
14	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)		○			○	料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティー構想(都市圏高速道路等の一体的運営主体)の推進に向けて、少なくとも賃面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する必要があるため、引き続き府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。
15	大阪高速鉄道(株) (S55.12.15)	代表取締役社長 (常勤)	○				○	当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。 事業の状況としては、門真以南への延伸計画の決定による資金調達必要性などの新たな課題が生じている。当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は認められる。
16		代表取締役専務 (常勤)	○				○	
17	大阪外環状鉄道(株) (H8.11.21)	代表取締役社長 (常勤)		○			○	同社は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR西日本が中心となって設立した法人であり、平成30年度末に全線開業した。 全線開業後は、残事業として家屋補償及び環境アセス対応の遂行に2年を要する見込みであり、設立経緯などを踏まえると、少なくとも残事業完了までの間は、大阪府・大阪市・JR西日本の3大株主が責任をもって対応するとしたスキームが維持される必要があることから、府の関与の必要性が認められる。
18		常務取締役 (常勤)		○			○	
19	大阪府土地開発公社 (S49.5.1)	理事長 (常勤)	○				○	府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。
20		常務理事 (常勤)	○				○	
21	大阪府住宅供給公社 (S40.11.1)	理事長 (常勤)	○				○	当該法人は、約22,000戸の公社賃貸住宅、府営住宅約12万戸の計画修繕、約3万戸の管理・運営等を行っている。(平成30年度末時点) 約1,400億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約360億円と膨大であるため、公社債権の格付け(AA-安定的)の維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。 当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進める際には、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。
22		常務理事 (常勤)	○				○	